

令和6年度鳥取県公衆浴場電気料金高騰対策市町村補助金（追加助成分）

令和6年1月8日鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

1 事業目的

電気料金の高騰の影響を大きく受ける一般公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく知事の営業許可を受け、かつ、入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により統制額の指定を受けているものに限る。以下同じ。）に対し、その価格高騰分について助成を行うことで一般公衆浴場の適切な管理運営の確保を図り、もって地域住民の保健衛生を確保することを目的とする。

2 補助対象者

市町村

3 補助対象経費

一般公衆浴場が負担する年間電気料金（湯の加温に要する電気料金は除く。以下同じ。）に対し、市町村が価格高騰対策として助成に要した経費

4 補助対象額等

施設の令和5年度の電気使用量（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの電気使用量の合計）に応じて下表に定める額（県から市町村への補助率1/2）

年間電気使用量 （1施設当たり）	補助対象額 （市町村から一般公衆浴場への助成額）	補助額 （県から市町村への補助額）
50,000kWh未満	25,000円／施設	12,500円／施設
50,000kWh以上、 100,000kWh未満	75,000円／施設	37,500円／施設
100,000kWh以上	150,000円／施設	75,000円／施設

5 予算額

288千円

6 申請手続き

本補助金の交付に係る手続きについては、通知に定めるところによる。

7 交付申請期限

令和7年2月28日（金）

8 実績報告期限

令和7年4月18日（金）